

第1回草加市障害児就学支援委員会会議録

1 開催日時

令和6年5月31日（金）午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所

教育支援室 プレールーム

3 出席者の氏名

- (1) 委員 鈴木英治委員長、赤坂佳美副委員長、
浜田正子委員、菅野千尋委員、照井幾子委員、
吉田堯史委員、林勇輝委員、柴崎ひとみ委員、
東あやの委員、柳田優子委員、土田直人委員
- (2) 事務局 篠崎光浩教育支援室長、柳沢多栄主査

4 会議の次第

- (1) 開会
- (2) 協議
 - ① 本市の特別支援教育について
 - ② 本市の就学支援と本委員会について
 - ③ 障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導等を含む特別な教育措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類、程度の判断及び就学に係る教育的支援の判断について
 - ④ ことば・きこえに障がいがあると思われる在学児童に対する通級による指導に係る判断について
 - ⑤ 通級指導教室（難聴・言語）の指導終了の判断等について
 - ⑥ 通級指導教室（発達・情緒）の指導終了の判断等について
 - ⑦ ことばに障がいがあると思われる児童に対する再検査及び相談の必要性に係る審議について
 - ⑧ その他
- (3) 閉会

5 公開・非公開の別

非公開 （児童生徒等の個人情報にかかわるため）

6 協議内容及び協議の結果

(1) 本市の特別支援教育について

① 特別支援教育の目標について

事務局 特別支援教育は、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育的支援を行うことを目標としています。

② 本市の取組について

ア 就学支援に係る取組について

事務局 就学支援は、障がいのある児童生徒、または、障がいがあると思われる児童生徒に適切な教育を行うためのものです。就学支援に当たっては、障がいのある幼児、児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立って、総合的かつ慎重に行い、適切に進めています。そのために、各校において、校内委員会を設置し、本会との連携のもと就学相談を進めております。

イ 特別支援学級の設置及び指導について

事務局 本市は、特別支援学級が全校設置となっております。知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級それぞれが児童生徒に合わせた支援・指導に努めております。

ウ 通級による指導（難聴・言語障害、発達障害・情緒障害）について

事務局 本市は、難聴・言語障害の通級指導教室を小学校3校に4教室、発達・情緒障害の通級指導教室を小学校3校に5教室、中学校1校に1教室設置し、それぞれの障がいによる困難を主体的に改善・克服するため、自立活動を中心に適切な支援・指導に努めております。

エ その他の取組について

事務局 平成17年度から、各校に校内委員会の設置、及び、特別支援教育コーディネーターを配置し、支援体制の充実を図っております。また、教育委員会として、令和6年度には29名の特別支援教育支援員を市内特別支援学級に配置しております。また、特別支援教育指導員1名を配置し、市内小中学校への訪問により、特別支援教育に係る学校への支援・指導に努め

ております。さらに、特別支援教室児童担当指導員2名を配置し、市内小学校の通常の学級における特別な支援が必要な児童への支援に努めております。

委員長 何か質問はありますか。

質問なし

(2) 本市の就学支援と本委員会について

① 草加市障害児就学支援委員会への諮問事項について

事務局 本会において、諮問事項が2点あります。1点目は障がいがあると思われる児童生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。

2点目は、障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。

② 令和6年度の草加市障害児就学支援委員会の活動内容及び日程について

事務局 日程につきましては、5月、7月、8月、10月、11月、1月、2月の年間7回を予定しております。また、内容につきましては、諮問事項に基づき、在学の児童生徒及び就学予定児の障がいの種類の判断、障がいの程度の判断、就学に係る教育的支援をご審議いただきます。

③ 障害のある児童生徒の就学先について

事務局 障がいのある児童生徒及び、障がいがあると思われる児童生徒の就学先の決定につきましては、埼玉県就学事務手続実施要項に基づき、本市でも進めております。

委員長 何か質問はありますか。

質問なし

(3) 障がいがあると思われる児童生徒のうち、通級による指導等を含む特別な教育措置が必要と思われる児童生徒に対する障がいの種類、程度の判断及び就学に係る教育的支援の判断について

事務局 在学児童生徒15名の審議をお願いいたします。

審議 省略

委員長 審議により、障がいの種類として知的障害が8名、情緒障害等が7名と

判断されました。障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援として知的障害と判断された8名は知的障害特別支援学級で指導することが望ましいとの判断になりました。情緒障害等と判断された7名のうち、2名は通級指導教室（発達障害・情緒障害）での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい、5名は自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいとの判断になりました。

- (4) ことば・きこえに障がいがあると思われる在学児童に対する通級による指導に係る判断について

事務局 在学児童2名の審議をお願いいたします。

審議 省略

委員長 審議により、障がいの種類として構音が2名と判断されました。障がいの程度の判断として、構音と判断された2名は通級指導教室でことばの指導をすることが望ましい、との判断になりました。

- (5) 通級指導教室（難聴・言語）の指導終了の判断等について

事務局 在学児童8名の審議をお願いいたします。

審議 省略

委員長 審議により、在学児童8名について、通級による指導の終了が望ましいとの判断になりました。

- (6) 通級指導教室（発達・情緒）の指導終了の判断等について

事務局 在学児童1名の審議をお願いいたします。

審議 省略

委員長 審議により、在学児童1名について、通級による指導の終了が望ましいとの判断になりました。

- (7) ことばに障がいがあると思われる児童に対する再検査及び相談の必要性に係る審議について

事務局 在学児童43名の審議をお願いいたします。

審議 省略

委員長 審議により、在学児童43名に再検査及び相談の必要性を求めるとの判断になりました。

事務局 丁寧なご審議ありがとうございました。

(8) その他

委員長 その他、事務局から協議事項はありますか。

事務局 今回は以上でございます。